

教育学部学生におけるいじめの認識についての調査

○寺島 翔太（上越教育大学）

西川 純（上越教育大学教職大学院）

(j252104m@myjuen.jp)

要約

本研究の目的は、教育学部の学生が持ついじめに対する認識を明らかにすることである。その結果、各々がもついじめの認識は主に自分の経験に基づくことが明らかになった。いじめを容認する人数は少なく、許されない行為であるといった発話が多くみられた。

キーワード：認識、いじめ、インタビュー調査、教育学部学生

I 問題の所在

2011年10月、滋賀県大津市で中学2年の生徒が自殺し、その原因がいじめであったことから、近年特にいじめに対する社会的関心が高まっている。

文部科学省は「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイント」でいじめに対する取り組みとして、早期発見・早期対応を挙げている¹⁾。いじめかどうかを判断するためにはいじめの定義が必要となるため、文部科学省はいじめの定義を次のように示している。2005年までは「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」と定義されていたが²⁾、「一方的」や「継続的」などさまざまな解釈がされてしまうため、いじめの実態の把握が曖昧になることが懸念された。そこで2006年新たに「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義された³⁾。また、滋賀県大津市で中学2年の生徒が自殺したことを受け、「社会総がかりでいじめに対峙していくための法律」として2013年いじめ防止対策推進法が制定された³⁾。この法律では、「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に

在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義した⁴⁾。

2015年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（速報値）によると⁵⁾、「地方いじめ防止基本方針」が全都道府県で設置されるなど、いじめに対応するための環境が整いつつある。しかし、いじめの認知件数は約22.4万件であり、前年度と比べ約3.6万件増加している。これは、いじめに対応するための環境が整いつつあることで、認知できなかつたいじめが表に出てくるようになったと推定される。多くのいじめが認知される中、「いじめられた児童生徒の相談の状況」では74.7%が「学級担任に相談」であり、学級担任個人の責任は大きいことから、教師はいじめに対し正しい認識を持つ必要がある。

下田（2014）は中学生のもついじめの認識が、行為の連続性や加害者の複数性といった関連よりも、やり返せないなどの立場の違いといった点であると述べている⁶⁾。中野（2014）は現場の教師のいじめの認識が文科省の定義に基づきながらも、個々で工夫を凝らしていること、子どもの生活の豊かさを確保するためにいじめという言葉

葉の使用に配慮していると述べている⁷⁾。後藤ら(2015)は大学生に対しいじめの認識の調査を行い、教育学部の学生は「いじめられる方にも原因がある」といった質問に対し「そう思う」と答える学生が他学部の学生に比べ少なかったことから、いじめについて正しい認識を持っていると述べている⁸⁾。また、「いじめられるのは弱いものである」、「いじめられる理由がはっきりしていれば許される」といった誤った認識をもつ学生もいた。

これまで教育学部学生へのいじめに対する認識の調査は質問紙を用いた量的データの調査が多く、インタビューによる質的データに着目した研究は管見の限り見当たらない。

II 研究の目的

本研究の目的は、教育学部学生がいじめに対しどのような認識を持っているかを明らかにすることである。

III 研究の方法

1 調査対象

教育学部学生 40 人

2 調査期間

2015 年 10 月～2016 年 11 月

3 調査の概要

教育学部学生に対し、いじめに関するインタビューを通し認識を調査する。また音声は IC レコーダーで録音する。

○インタビュー項目の例

- ・いじめはなぜおこるのか。
- ・いじめがおこるのはしかたないことか。
- ・いじめは誰が悪いのか。
- ・いじめのないクラス像とは。

4 分析方法

インタビュー時の音声データからプロトコルを作成し、いじめを容認する発話やいじめを許さない発話などに着目する。

は自分の経験や、学校教育法など法律で定められた内容などに多く関連していた。いじめは集団の中で行われ、異質なものに対して行われるといった回答が多く得られた。詳細は当日発表する。

引用・参考文献

- 1) 文部科学省：「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイント」2009.
- 2) 文部科学省：「いじめ問題に対する施策 いじめの定義」2015.
- 3) 教育再生実行会議 いじめ問題等への対応について（第一次提言）（閲覧日 2016 年 11 月 1 日）.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo9/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2013/03/19/1332164_2_2.pdf（閲覧日 2016 年 11 月 2 日）.
- 4) 文部科学省：「いじめの問題に対する施策 いじめ防止対策推進法」2013.
- 5) 文部科学省：平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（速報値）について 2015.
- 6) 下田芳幸：「中学生のいじめの認識についての調査」日本教育心理学会総会発表論文集（56），926，2014.
- 7) 中野真也：「教師の「いじめ」認識と学校現場における「いじめ」の言葉の用いられ方」日本教育心理学会総会発表論文集（56），156，2014.
- 8) 後藤知己，濱野茜，藤原彩，元川未来：「大学生におけるいじめの認識についての調査」熊本大学教育学部紀要，64，259-266，2015.

IV 結果と考察

教育学部学生がもついじめに対する認識